

議案第 13 号

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 24 年 9 月 3 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成18年橋本市条例第35号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族を範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 祖父母 オ 組父母</p> <p>(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいぢれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族を範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 前号の場合において同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。</p> <p>ア 配偶者 イ 子 ウ 父母 エ 孫 オ 祖父母</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。